

# 札幌市有料老人ホーム設置運営手続要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は、札幌市有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成24年7月10日付局長決裁。以下「要綱」という。）第5に基づき、有料老人ホームの設置運営に関する手続等について定めるものとする。

## (事前協議)

第2条 要綱第4の規定による事前協議は有料老人ホーム設置計画事前協議書（別記第1号様式。以下「事前協議書」という。）に別表1に掲げる関係書類を付して行うものとする。

2 設置予定者は、設置予定地の近隣住民に対し、十分に説明等を行い、理解を得るよう努めるものとする。

3 市長は事前協議書及び関係書類の内容を審査した結果、その内容が適切と認められる場合は、設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書（別記第2号様式。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

4 高齢者を対象とした入居施設等から有料老人ホームに変更して事業を開始する場合や、既存建物の転用等の場合には、事前協議を省略できるものとする。ただし、この場合は老人福祉法等による届出等の様式を定める要綱（令和8年月3月31日付局長決裁。以下「届出要綱」という。）に定める老人福祉施設設置届出書（様式第一号（二））及び付表第一号（三）（以下「設置届」という。）に別表1及び別表2に掲げる書類を添付して行うものとする。

## (開発許可等の申請)

第3条 設置予定者は、第2条第3項の事前協議済書の交付を受けた後に、開発許可若しくは建築許可又は建築確認申請を行うものとする。

## (設置届等)

第4条 設置予定者が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条1項の届出を行う場合は、事業開始の1月前までに、設置届に別表2に掲げる関係書類を添付して行うものとする。

2 市長は、法第29条第1項の届出があったときは、届出の内容が適切であることを確認した上、設置予定者に対して有料老人ホーム設置届出済書（別記第3号様式。以下「届出済書」という。）を交付するものとする。

3 設置者は、前項の届出済書を交付された後に入居者の募集を開始するものとする。

## (事業開始届)

第5条 設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（別記第4号様式）に次の書類を添付して市長に届出を行うものとする。

- (1) 建築基準法第7条による検査を受けたことを証する書類の写し
- (2) 消防法第17条の3の2による検査を受けたことを証する書類の写し

## (事業変更届)

第6条 設置者が法第29条第2項の届出を行う必要のある場合は、届出要綱に定める老人福祉施設変更届出書（様式第一号（六））及び当該事項の変更に係る運営懇談会の協議内容（別記第6号様式の2）にそれぞれ当該各号に定める関係書類を添付して市長に届出を行うものとする。

- (1) 施設又は設置者の名称（氏名）及び住所の変更  
登記簿謄本
- (2) 代表者又は施設管理者の氏名及び住所変更  
保健医療福祉の資格を有する場合は資格証の写し
- (3) 入居契約書、管理規程等の変更  
変更前と変更後の入居契約書、管理規程等
- (4) 家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の変更  
積算根拠が確認できる書類
- (5) その他法第29条第1項に規定する事項の変更  
当該変更の考え方及び変更内容が確認できる書類

(事業廃止(休止)届)

第7条 設置者が法第29条第3項の届出を行う必要のある場合は、届出要綱に定める老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可許可)書(様式第一号(八)及び廃止(休止)にあたっての入居者の措置の内容が確認できる書類を添付して届出を行うものとする。

(定期報告)

第8条 設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホーム(届出済書の交付を受けた。)の現況について、有料老人ホーム情報開示等一覧表(別記第5号様式)に次の書類を添付して、同月末日までに提出するものとする。

- (1) 契約書
- (2) 管理規程
- (3) 重要事項説明書
- (4) パンフレット
- (5) 直近の事業年度の財務諸表
- (6) 運営懇談会開催状況報告書(別記第6号様式の1及び2)
- (7) その他市長が指定する書類

附 則

(適用期日)

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和8年4月1日から適用する。